

保険医療関係機関 各位

長岡市教育委員会  
子ども家庭課長

子どもの医療費助成の一部改正について（依頼）

日ごろ、長岡市の医療費助成に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、長岡市では、9月1日から「幼児の医療費助成」を「子どもの医療費助成」に名称変更し、助成の対象年齢を拡大しました。

つきましては、助成対象者が受診された際には、次のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 実施期日 平成19年9月1日

2 制度改正の内容

区分		【改正前】 所得制限なし	【改正後】 所得制限あり
助成の内容	入院	小学校就学前の幼児	小学校卒業までの子ども ・小学校就学前の子ども ・小学校在学中の子ども （保護者が、18歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもを、3人以上養育している場合に限る）
	通院	小学校就学前の幼児	
受給者証		最大5枚 ・乳児医療受給者証 (63)白) 1枚 ・幼児医療受給者証 通院・入院各2枚 (65)「県幼(白)」 または(90)「単幼(白・紫)」	子どもの医療受給者証(ピンク) 1枚 (乳児から子どもまでをまとめた受給者証)

※所得制限は「児童手当特例給付」の限度額です。0歳児は、入院・通院ともに所得制限なし。

3 受給者証の有効期限

改正前	改正後
資格取得日（誕生日、転入日、保険変更日等）から小学校就学前まで	9月1日から翌年の8月31日まで （または翌年の3月31日まで）

4 受給者証の申請について

対象者	申請及び受給者証の交付
8月31日まで幼児の医療費助成を受けていた方 （平成13年4月2日以降の生まれの子ども）	申請不要 ・「受給者証」、または 所得制限による「非該当通知書」を送付
小学生 （平成7年4月2日から平成13年4月1日生まれの子ども）	申請必要

【新受給者証について】

・ **9月1日以降は、旧受給者証の様式の使用は無効とします。**

・ 8月31日まで「幼児医療費助成」を受けていた方の受給者証番号は、9月1日に交付する受給者証番号と変更ありません。

**※実物大です。受給者証の色はピンクです。**

長岡市 子どもの医療受給者証		
受給者証	市町村番号	150029
	受給者番号	
	保険者番号	
受給者名		
子ども氏名		
子ども生年月日	平成 年 月 日	
受給期間	63乳児	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	65単子通院	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	90単子通院	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	65単子入院	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	90単子入院	平成 年 月 日～平成 年 月 日
発行機関名及び印	新潟県 長岡市長	
交付年月日	平成 年 月 日	

受給期間は、  
「9月1日から翌年の8月31日」の間の、  
必要な部分だけを表示します。

【その他】

・ 一部負担金（通院1回530円、入院1日1,200円）は変更ありません。

担当：長岡市教育委員会子ども家庭課  
電話：0258-39-2300（直通）